

水防団員募集



洪水から地域を自ら守る

毎年のように水害に見舞われる日本では、堤防やダムなどの治水施設の整備と市町村・地域住民が実施する水防活動が「安心の両輪」となり、水害の拡大を防いでいます。

「水防団」は水防法で定められており、水防活動の中心的な役割を果たしています。「水防団員」は、水防団の一員として、地域の河川の氾濫や洪水、その他の水害に対処することを任務としています。

水防団員は非常勤の特別職地方公務員の身分を有し、水防団を設置する地域住民の中から任命されて活動します。

平常時は各自の職業に従事しながら、非常時には水防管理者の指示により参集し水防活動に従事しています。

平常時の活動

平常時には、点検・巡視や訓練などにより、水害への備えを行っています。

点検 河川巡視



水防資材の点検・補充等を行い、不足な資材を補充し非常時に備えます。

また、河川を巡視し、水防活動上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡し改善を求めます。

訓練



さまざまな水防工法の訓練を行い、水防技術の向上や次世代へ技術を継承し、頻発する水害に備えます。

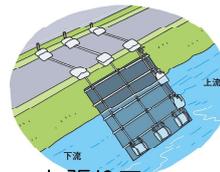
非常時の活動

非常時には、河川の警戒巡視や状況に応じて最適な水防工法を実施します。堤防の決壊を未然に防いだり、水害を最小限に食い止めようとする活動を行っています。

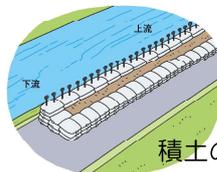
水防工法



月の輪工



シート張り工



積土のう工



避難誘導 排水作業



地域住民の避難誘導を行います。



氾濫による被害軽減を図るため、排水作業を行います。

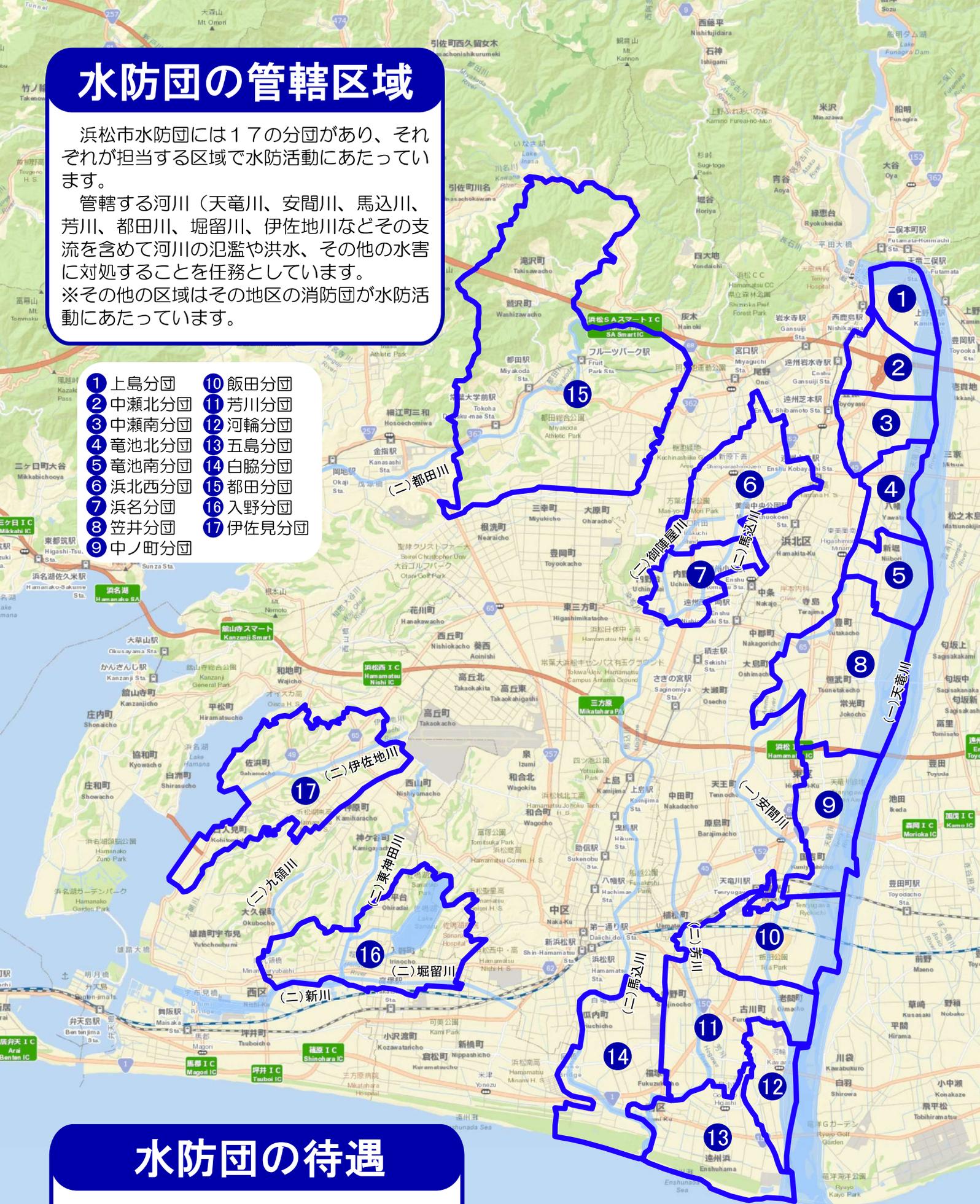
水防団の管轄区域

浜松市水防団には17の分団があり、それぞれが担当する区域で水防活動にあたっています。

管轄する河川（天竜川、安間川、馬込川、芳川、都田川、堀留川、伊佐地川などその支流を含めて河川の氾濫や洪水、その他の水害に対処することを任務としています。

※その他の区域はその地区の消防団が水防活動にあたっています。

- ① 上島分団
- ② 中瀬北分団
- ③ 中瀬南分団
- ④ 竜池北分団
- ⑤ 竜池南分団
- ⑥ 浜北西分団
- ⑦ 浜名分団
- ⑧ 笠井分団
- ⑨ 中ノ町分団
- ⑩ 飯田分団
- ⑪ 芳川分団
- ⑫ 河輪分団
- ⑬ 五島分団
- ⑭ 白脇分団
- ⑮ 都田分団
- ⑯ 入野分団
- ⑰ 伊佐見分団



水防団の待遇

水防団員は非常勤の特別職地方公務員です。団員には報酬や、災害活動や訓練に出動した際の出動手当が支給されます。

また、活動中にけがをした場合には、療養の費用や休業を補償する制度があります。